

平成25年11月定例会

置賜広域行政事務組合議会 会 議 録

平成25年11月26日

置賜広域行政事務組合

出欠議員氏名

出席議員（21名）

1番	島	軒	純	一	議員	2番	小	久	保	広	信	議員	
3番	木	村	芳	浩	議員	4番	小	関	勝	助	議員		
5番	高	橋	孝	夫	議員	6番	蒲	生	光	男	議員		
7番	遠	藤	榮	吉	議員	8番	片	平	志	朗	議員		
9番	高	橋		弘	議員	11番	安	部	喜	一	議員		
13番	齋	藤	修	一	議員	14番	島	貫	徳	右	工	門	議員
15番	淀		秀	夫	議員	16番	青	木	彰	榮	議員		
17番	今	野	正	明	議員	18番	佐	藤	京	一	議員		
19番	中	村	仁	一	議員	20番	長	沼	桂	子	議員		
21番	長	沼	安	義	議員	22番	伊	藤	重	廣	議員		
24番	小	林		嘉	議員								

欠席議員（3名）

10番	中	川	正	昭	議員	12番	小	浅	恒	也	議員	
23番	安	部	春	美	議員							

出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	安部	三十郎	代表監査委員	小野	潔
会計管理者	遠藤	善則	事務局長	船山	弘行	
消防長	村山	雅晴	事務局総務課長	佐藤	弘輔	
事務局施設課長	布施	進	事務局施設課業務主幹	八幡	伸弥	
米沢クリーンセンター所長	甕岡	弘明	長井クリーンセンター所長	高橋	正幸	
南陽クリーンセンター所長	孫田	忠志	南陽やすらぎ荘長	金子	修一	
千代田クリーンセンター所長	佐藤	俊晶	消防次長兼消防総務課長	鈴木	秀一	
消防次長兼米沢消防署長	山口	清	消防次長兼南陽消防署長	篠澤	博	
消防次長兼高畠消防署長	武田	浩司	川西消防署長	鈴木	秀次	

出席した事務局職員職氏名

議会書記長	近野	長美	議会主幹	高野	正雄
総務課長補佐	早坂	義真			

議 会 定 例 会 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 報 第 2 号 平成 2 4 年度置賜広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書の報告について
日程第 4 認 第 1 号 平成 2 4 年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
日程第 5 認 第 2 号 平成 2 4 年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算
日程第 6 認 第 3 号 平成 2 4 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算
日程第 7 議第 1 7 号 置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の指定管理者の指定について
日程第 8 議第 1 8 号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について
日程第 9 議第 1 9 号 置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について
日程第 1 0 議第 2 0 号 置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について
日程第 1 1 議第 2 1 号 平成 2 5 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 2 議第 2 2 号 平成 2 5 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）

.....

午前 1 0 時 開会

○齋藤修一議長 おはようございます。

本日の会議に欠席通告の議員は、1 0 番、中川正昭議員。1 2 番、小浅恒也議員。2 3 番、安部春美議員の 3 名であります。よって、ただいまの出席議員 2 1 名であります。

去る 1 1 月 1 9 日招集告示されました平成 2 5 年 1 1 月議会定例会は、ここに成立いたしました。

ただいまから、平成 2 5 年 1 1 月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○齋藤修一議長 日程第1、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第88条の規定により指名いたします。

7番、遠藤榮吉議員。14番、島貫徳右エ門議員。22番、伊藤重廣議員。
以上3名の方をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

○齋藤修一議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期を、本日1日間と定めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3 報第2号 平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書の報告について

○齋藤修一議長 次に、日程第3、報第2号平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書の報告についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました報第2号平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計継続費精算報告書の報告について説明いたします。

平成22年度から平成24年度の3か年継続事業として実施してまいりました汚泥再生処理センター計画支援業務について、業務が終了したことから、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

○齋藤修一議長 ただいまの報告に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

報第2号は報告事項でありますので、ご了承願います。

日程第4 認第1号 平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算

日程第5 認第2号 平成24年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算

日程第6 認第3号 平成24年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算

○齋藤修一議長 日程第4、認第1号平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、日程第5、認第2号平成24年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び日程第6、認第3号平成24年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算の3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を求めます。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました認第1号、認第2号及び認第3号について一括して説明いたします。

認第1号は平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、認第2号は平成24年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算、認第3号は平成24年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算であります。当該決算の詳細につきましては、既に配布しております歳入歳出決算書及び決算に係る主要な施策の成果、本組合監査委員の決算等審査意見書によってご了承賜ることとして、以下、その大要のみ説明いたします。

まず、一般会計決算であります。企画費において、圏域の発展に資するため、広域連携を柱に圏域の将来像を、豊かなふるさとを創造するおきたま共存圏とし、平成25年度から平成34年度を計画期間とする第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画を策定したところであります。

また、広域交流拠点施設費において、利用者の安全の確保と快適に楽しめるパークゴルフ場を目指し、コースの増設と既存コースの整備及び休憩所を設置したところであります。今後、芝の養生を行い、平成26年夏以降の開業を目指すものであります。

次に、電算共同処理事業費であります。置賜地域電算システム共同アウトソーシング事業については、長井市、川西町及び南陽市がすでに移行を完了しておりますが、平成24年度においては、米沢市の移行が完了するとともに白鷹町が事業を開始するなど

計画に沿った事業の推進を図ったものであります。

次に民生費の養護老人ホーム南陽やすらぎ荘については、ほぼ定員どおりの入所者の処遇を行ったところでありますが、A重油タンクを地下埋設型から地上設置型に改修を行うなど、入所者の安全や環境及び衛生面の維持のための修繕を行うとともに入所者の自立に向けた事業を積極的に行い、適切な処遇に努めてきたところであります。

次に衛生費であります。各クリーンセンターにおいて、適正処理のために整備計画に基づく施設の整備を行ったほか、各事業で必要最小限の設備、機器の修繕等を計画的に実施し、施設の安全管理に努めたところであります。

はじめに、し尿処理関係ですが、長井クリーンセンターの汚泥再生処理センター整備については、国の交付金対象事業とし、本体施設の建設工事に着手するとともに、効率的で安定した維持管理を図ることを目的に20年間の長期包括運営契約により業務を委託したところであります。

次にごみ焼却関係についてですが、千代田クリーンセンター焼却施設の基幹設備改良について、平成23年度に策定した循環型社会形成推進地域計画に基づき、平成27年度までの4か年の継続事業で計画支援業務を実施しているところです。

次に埋立処分関係ですが、現在の処分場は平成23年10月から埋立を開始しておりますが、東日本大震災に伴う福島原発の事故により、環境省から示された廃棄物関係ガイドラインに放射能に係る測定等の項目が加えられましたが、この内容に沿って、環境への影響を測定し、適切な維持管理に努めたところであります。

また、新たな処分場の整備については、現埋立地の隣接地に整備することについて地元高島町中島地区の同意をいただいたところですが、15年程度埋立てが可能な、約4万7千平方メートルを、循環型社会形成推進交付金事業として整備するものとし、用地購入のための境界測量を行い、最終処分場整備に係る地元要望事項である周辺道路整備事業については、高島町に依頼し、事業を開始したところであります。

更には、零歳児から2歳児がいる家庭に対し、年間30枚のごみ袋を無償で配布する子育て支援事業を開始し、圏域全体で、5,378件の交付をしたところであります。

次に認第2号ふるさと市町村圏事業費特別会計決算であります。新置賜広域ふるさと市町村圏計画最終年度の広域交流事業として、広域広報紙の発行を行うとともにふるさと再発見事業として、構成市町の特産品を販売する置賜八食祭を継続実施し、地域の魅力の再発見、広域交流に成果を上げているものと思っております。

また、広域連携事業として婚活に取組み、地域づくりの活動家で組織するプロジェクトチームによる婚活事業として、参加者の事前セミナーを開催し、米沢市の小野川温泉を会場に街コンを実施したところであります。

次に認第3号 消防特別会計決算であります。平成24年4月1日から、米沢市、南陽市、高島町及び川西町の東南置賜2市2町による広域消防を開始したところであります。

広域化初年度の事業として、圏域住民の安全、安心を守る効率的な体制づくりと将来

における施設整備等の長期計画の策定を行ったところであります。

また、財源的に有利な緊急防災・減災事業債が措置されたことを受け、平成25年度に予定していた消防救急無線デジタル化整備事業を前倒をして、平成24年度、平成25年度の2か年整備事業として着手したところです。

以上が一般会計、ふるさと市町村圏特別会計及び消防特別会計の大要であります。よろしく御審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 続いて、決算の概要について説明願います。

遠藤会計管理者。

〔遠藤善則会計管理者 登壇〕

○遠藤善則会計管理者 私から認第1号平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算から認第3号平成24年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算までの3案につきまして、その概要を御説明申し上げます。

初めに、認第1号平成24年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算です。

決算書の1ページと2ページをご覧ください。

歳入の予算現額38億403万4,385円につきましては、前年度に比べて12億4,862万2,232円の減となりました。予算現額の内訳は、当初予算額38億4,066万1千円に、補正予算3,665万5千円を減額し、平成23年度からの繰越予算額2万8,385円を加えたものです。調定額は38億4,340万9,076円で、これに対する収入済額は38億4,220万7,058円であり、前年度に比べて13億3,955万3,283円の減となりました。その結果、予算現額に対する収入率は101パーセント、調定額に対する収入率は99.97パーセントとなりました。

前年度に比べて、収入増となった主な科目は、3款国庫支出金が4,375万8千円の増、4款繰入金が3,265万3,921円の増などです。

一方、前年度に比べて収入減となった主な科目は、1款分担金及び負担金が5億4,985万5,564円の減、5款繰越金が5億5,329万3,502円の減、7款組合債が2億4,180万円の減などです。

不納欠損額の1万7,958円ですが、これは、し尿投入及び収集手数料で、地方自治法等の規定により処理したものです。

収入未済額ですが、金額は118万4,060円で、ごみ処理手数料63万9,650円と、し尿投入及び収集手数料54万4,410円です。

歳出ですが決算書の3ページと4ページをご覧ください。

支出済額は37億4,529万4,094円で、予算現額38億403万4,385円に対する執行率は98.46パーセントとなり前年度と比べて12億3,857万5,532円の減となりました。

前年度に比べて、支出増となった主な科目は4款民生費で1,105万5,419円の増です。

一方、前年度に比べて支出減となった主な科目は2款組合費が4億4,029万

9, 443円の減、5款衛生費が3億3, 986万2, 900円の減、6款公債費が3億376万1, 544円の減などです。

以上の結果、収入済額38億4, 220万7, 058円から支出済額の37億4, 529万4, 094円を差し引いた形式収支額は9, 691万2, 964円となり、平成25年度に繰り越しました。

なお、この中には平成24年度から平成25年度に繰り越した繰越明許費の財源1, 383万5, 850円が含まれていますので、この額を除いた8, 307万7, 114円が実質収支額で純剰余金となります。

続きまして、認第2号ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算です。

決算書の5ページと6ページをご覧ください。

歳入ですが、収入済額は478万202円で、調定額478万202円に対する収入率は100パーセントです。

歳出ですが、支出済額は397万6, 323円で、予算現額429万4千円に対する執行率は92.6パーセントです。

歳入歳出差引残額80万3, 879円は平成25年度に繰り越しました。

続きまして、認第3号消防特別会計歳入歳出決算です。

決算書の7ページと8ページをご覧ください。

歳入ですが、収入済額は24億5, 481万6, 179円で、調定額24億5, 481万6, 179円に対する収入率は100パーセントです。収入の主なものは、分担金及び負担金並びに消防債です。

歳出ですが、支出済額は24億728万1, 060円で、予算現額24億4, 933万8千円に対する執行率は98.28パーセントです。支出の主なものは、消防費の中の常備消防費及び消防救急無線デジタル化整備事業費です。

歳入歳出差引残額4, 753万5, 119円は平成25年度に繰り越しました。

以上が、認第1号から認第3号までの一般会計及び特別会計決算の概要であります。

事業及び金額の詳細につきましては歳入歳出決算事項別明細書をご覧ください、よろしくご審議のうえご認定賜りますようお願い申し上げます、私からのご説明といたします。

○齋藤修一議長 次に、監査委員から審査結果について報告を求めます。

小野代表監査委員。

〔小野潔代表監査委員 登壇〕

○小野潔代表監査委員 私から決算審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

認第1号平成24年度置賜広域行政事務組一般会計歳入歳出決算、認第2号平成24年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び認第3号平成24年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況を示す書類が、法令に従って処理されているかにつきまして、平成25年8月23日から9月30日までの間、各事業所、施設を回りまして、各会計の関係諸帳簿や証拠書類と照合を行うと同時に、各施設の所属長及び関係職員から説明を求めて、審査いたし

ました。

その結果、いずれも関係法令に準拠して処理されており、運営状況及び財政状態を適正に表示しており、決算計数は正確であり、内容も正当なものと認められました。

審査の詳細につきましては、お手元に配布しております決算等審査意見書をご覧くださいといたしまして、各会計の審査結果につきまして、意見、要望を申し上げます。

なお、千円未満の端数は、省略させていただきます。

はじめに、一般会計におきましては、組合費で、本年度から消防広域化が実施されたことに伴い、前年度における消防広域化準備経費が減少となっております。衛生費では、本年度から2か年継続事業で整備を推進している汚泥再生処理センター整備により増加したものの、前年度で浅川最終処分場増設工事が完了したことによる減少、ごみ処理施設整備基金積立金及び千代田クリーンセンターの公債費が減少となったことから、決算額は前年度に比べて歳入、歳出ともに減少しております。

衛生費の汚泥再生処理センター整備事業では、平成26年度からの供用開始を目指して整備の推進が図られるなど、組合基幹事業の進展が期待されております。

その結果、歳入決算額は38億4,220万7千円で、前年度に比べて13億3,955万3千円、率にして25.9パーセントの減少となっております。

同様に歳出決算額は、37億4,529万4千円で、前年度に比べて12億3,857万6千円、率にして24.9パーセントの減少となっております。

実質収支額は、8,307万7千円となり、単年度収支額は1億1,478万5千円の赤字となっております。

将来負担すべき組合債の年度末残高は、18億2,407万5千円で、千代田クリーンセンターの平成8年度借入債を完済したことにより、前年度に比べて30.3パーセント減少しておりますが、本年度に続き、次年度も汚泥再生処理センター整備事業に係る組合債の発行が計画され、今後は千代田クリーンセンターの基幹改良整備事業や新たな最終処分場整備事業も計画されております。各施設の機械設備は、経年劣化により老朽化が進行し、維持補修費は、依然として処理費の中で大きなウェイトを占めており、今後とも増加するものと見込まれています。

平成20年度の廃棄物処理手数料及び平成22年度の指定ごみ袋の形状変更に伴うごみ処理手数料の改定を行い、定期的な原価計算により手数料を検討することとして、自主財源の確保に努めておりますが、施設運営においては、施設の延命化や安全性の確保を図り、事務事業の効率的かつ効果的な執行に期することはもとより、事務事業の見直しや民間活力の導入など財政健全化に向けた中長期的な計画を策定し、歳出の徹底した削減を図るなど構成市町の財政負担の軽減に向けて、引き続き努力をしていただきたいと思います。

次に、ふるさと市町村圏事業費特別会計におきましては、歳入決算額は478万円で、前年度に比べて539万1千円、率にして53パーセントの減少となっております。

同様に歳出決算額は、397万6千円で、前年度に比べて285万円、率にして

41.8パーセントの減少となっております。

実質収支額は80万4千円となり、単年度収支額は254万1千円の赤字となっております。

財産収入におきましては、基金をペイオフ限度額及び銀行等引受債の担保として預け入れをした定期預金の運用で、事業費の財源としております。次年度からの第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画が策定され、計画に基づく事業が引き続き実施されることを受け、低金利下の情勢ではありますが、今後も基金の効率的かつ安全確実な運用に努めるとともに、限られた財源を有効活用し、圏域の振興に資する事業を展開していただきたいと思っております。

次に、消防特別会計におきましては、歳入決算額は24億5,481万6千円、歳出決算額は24億728万1千円で、実質収支額は4,753万5千円となっております。

消防救急無線デジタル化整備事業では、本年度から2か年継続事業として整備の推進が図られるなど、消防基幹事業の進展が期待されております。

消防債の本年度末残高は、9億970万円で、前年度に比べて224.8パーセント増加しております。本年度に続き、次年度も消防救急無線デジタル化整備事業に係る消防債の発行が計画されております。また、消防10か年計画に基づく各消防署所の消防車両、消防施設等の更新や維持補修費も今後増加することが見込まれております。圏域住民の生命、財産を守るため、より一層の消防救急体制の強化、充実を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により、歳出の徹底した削減を図るなど、構成市町の財政負担の軽減に向けて、引き続き努力をしていただきたいと思っております。

最後に、一般会計及び特別会計を通じて、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めていただくとともに、より一層の圏域の発展と福祉の増進に傾注されることを期待するものであります。

詳細な内容につきましては、お手元に配布しております決算等審査意見書のとおりでありますので、ご了承賜りたいと存じます。以上で、各会計の決算審査を実施いたしました結果の報告とさせていただきますと思っております。

○齋藤修一議長 以上、提案のありました3件について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。おはかりいたします。

認第1号、認第2号及び認第3号を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。よって、認第1号、認第2号及び認第3号は認定することに決まりました。

日程第7 議第17号 置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の
指定管理者の指定について

○齋藤修一議長 次に、日程第7、議第17号置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の指定管理者の指定についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。

安部理事長

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第17号置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の指定管理者の指定について説明いたします。

本案は、置賜広域行政事務組合広域交流拠点施設（余熱利用施設）の管理を行わせる指定管理者について、指定期間を平成26年4月1日から平成31年3月31日までの5年間と定め、株式会社ヤマコー代表取締役平井康弘を指定管理者として指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものであります。

よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

〔議長と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 5番、高橋孝夫議員。

○5番（高橋孝夫議員） 1点お聞かせをいただきたいと思っております。

このたびの提案されている指定管理者の指定に異議を申し立てるつもりはありませんけれど、置広のホームページを見てみますと今回の一連の指定管理者の指定に当たっては募集がされています。その中で指定管理者応募要項を印字してきたのですが、これが示されています。これに基づいておそらくプロポーザルがされて、今回こういう決定がなされたのだというふうに理解をしているところです。

その中で私がどうも釈然としないというか、きちんと教えていただきたいというところがある点があります。それは4ページの利用料金の関係の整理です。利用料金制の導入をして、余熱利用施設の指定管理者については指定管理をするのだというふうに定めているわけです。その定め方なんですけれども、この表によると利用料金制をとって、簡単に言えば利用者がいて利用料を払えば、利用料が収入としてあるわけですけれども、それは指定管理者が収入として持ちますよと、その他に指定管理料として組合が払いますよと、それで維持管理をお願いしますということになるわけですけれども、その割合は指定管理料が30、利用料が70というふうなことで規定をして進めてきたんだと思うんです。

この中身を見ますと、例えば先ほど決定をされた平成24年度の一般会計の決算によれば平成24年度の指定管理料というのは1千万というふうになるわけです。これは

30パーセントなんですね。じゃあ利用料金というのはどれぐらいで、トータルでどのぐらいのいわば収支といたしますか、運営をされているのかというのは、ちょっと私ども資料がないのでわかりません。現実的に指定管理料30、利用料金70としてますけれど、この割合が決算でいうとどういうレベルになっているのか、例えばここ2、3年で結構ですから、教えていただきたいというのが第1点なんです。

この表によりますと例えば、利用料が10増えれば指定管理者の収入が増えるのだと、利益も上がるのだとっているわけです。逆に20減ればその分は損失が出て、それはただ指定管理者を受けているその団体の負担なんですよというふうに規定をしているわけですが、実際のところはこの間やってきて、例えばこのB、C、Dという想定をしているわけですが、23年度、あるいは24年度は決算がどういう状況になっているのかということをもまず1つお聞かせをいただきたいと思います。

もう1つは指定管理料を30としたその考え方なんです。ちょっと不勉強で申し訳ないけれど、指定管理者制度を導入する際に指定管理料を全体の30でやりましょうというその根拠というのはどこに基づいて算出をしたのか、この考え方についてお聞かせをいただければありがたいので、この2点についてお聞かせいただきたいと思います。

担当課か事務局長か、どちらかをお願いします。

○齋藤修一議長 総務課長。

○佐藤弘輔事務局総務課長 それではただいまの質問に対して、資料を持ってきていない部分もありますので、詳しいことについては後でお知らせさせていただくこととしまして、ただいまあった案件について説明をさせていただきたいと思います。

今、議員のほうからお話しありましたように、利用料金制としております。この料金の設定なんですけれども、近隣の類似の施設との利用料金との均衡、そういったものも参考にしながら置広が条例で定めております。その条例の範囲内で指定管理者が定めるというふうなスタイルになっているところでございます。

決算の状況でございますけれども1千万の指定管理に対して、直近の23年、24年の2か年で申し上げますと、詳しい額は持ってきておりませんが、黒字というふうな状況になっております。これはとりもなおさず指定管理者の営業努力、特に会員制というような制度をとっておりますので、会員の確保をヤマコーさんの方で営業努力としてやられた結果、そのような剰余金を生んでいるというふうなものであります。

これらの剰余金の取扱いという考え方になろうかと思っておりますけれども、1つはやはり営業努力をしている、先進的な、全国的な中で、黒字を出しているというような例はほとんどありませんが、一部見ますと、やはりある一定の部分を超えた部分については指定管理料を減らすというようなやり方をしているところもありますが、そこまでの黒字ではないという判断の中で、ご覧いただきますとわかりますけれども健康づくりのための器具をそろえております。そういったものに対しての充当、いわゆるより多くの会員を獲得するための企業の努力をしながら、我々が求めています健康増進でありますとか、交流拡大というようなことに寄与されているというふうに私どもとしては考えていると

ころです。ですので健全な運営がなされているというふうに理解しております。

なお詳しい数字についてはのちほどお知らせをさせていただくということについてご了解をいただきたいと思います。以上です。

○齋藤修一議長 5番、高橋孝夫議員。

○5番（高橋孝夫議員） 黒字ということは、要項で規定しているCというところに当てはまるんだと思うんです。利用料金が通常の設定だと70パーセントだけど70パーセントを超えているのだと、だから利益が上がっているのだという理解でいいのですね。そういうことで健全な運営だということは理解をしました。

もう1つ私が質問申し上げた、しからば指定管理料を30にする、利用を70にする、この割合も含めて、その根拠というのは先ほど言われた条例の関係でこういうふうになっているということなんですか。この指定管理料を全体の30の割合で支払しますよというふうになっている根拠というのはどこから持ってきているのかということだけもう1点お聞かせをいただきたいことと、もう1つはこの前の全員協議会の資料で第2委員会の報告がありました。その第2委員会の報告によればマシンを使う利用者がですね、順番待ちをしているとか、時間調整をせざるを得ない、まあそれだけ、はやってるんだと思うんですけど、そういう状態なわけです。だとするならば指定管理料と利用料金の割合というのはこれから考慮する、再検討をする必要が出てくるのではないかというふうに感じていますがけれども、このことについての見解もお聞かせをいただきたいと思いません。

○齋藤修一議長 総務課長。

○佐藤弘輔事務局総務課長 指定管理料が30、利用料が70という枠組みのお話かなと思いますが、大方、議員も前からの経過をご存じだと思いますけれども、この施設については維持管理費の赤字がどのぐらい出るかというような部分が相当大きな議論になってきたところがございます。そういった中でこれが適切に1千万という枠の中でやれるという中ではどのぐらいの利用を見込めるのかというような計算の枠組みを作らせていただきました。大方その枠組みが全体的に30と70ぐらいが妥当な線ではないかというふうなことで、これは特段どこにも定まったものではなくて、ひとつの目安というふうに思っているところです。

一方、あの建物をご覧になっておわかりのとおり、相当いま手狭になってきているという状況があります。それと会員数がいくらでも増やしていった方がいいのかという問題は当然あります。第2委員会のほうでも議論になったのですけれども、そういう現状があるということは、私どもも理解しております。これ以上会員を増やせないという状況や上限が今の機械の設置状況、スペースの考え方ありますので、より快適にどういう方法でその部分が解決できるかということについては、例えばいまの建物の中でのもう少し効率的な利用ができないかであるとか、混む時間帯、通勤帰りの方がおいでになる時間帯が一番混むであるとか、祭日、休みの日に混むというような状況がありますので、時間配分等についての問題はないのかという課題が1つあるかと思っております。

そういったことでより多くの人に利用していただけるというのは理想という形にはなりませんけれども、そこには一つの限界もありますが、より現状を踏まえつつ、より効率的なみんなに快適にその目的を果たしていただけるような施設になるような運営の方法について指定管理者と今後十分に協議をしていきたいというふうを考えているところでございます。以上です。

○齋藤修一議長 5番、高橋孝夫議員。

○5番(高橋孝夫議員) 考え方については総務課長のおっしゃる通りだと私も思います。私がお聞きをしているのは、指定管理料と料金の割合を、今後見直すということだっただけ必要になってくるのではないかというふうにお尋ねをしているのです。そこだけお聞かせいただきたい。

○齋藤修一議長 事務局長。

○船山弘行事務局長 今回も提案があった金額なり、これまでも提案をいただいた金額に基づいて委託料を算出してまいりました。その提案の額というのは当然いま議員がお示しのとおり、応募要項に基づいてその中で指定管理を受けようとする業者さんが計算をしながら出てきた金額でありますから、一定の公定力と申しますか尊重しなければならない額だというふうな認識はございます。ただその額があまりに現実と違うような下がり方あるいは増え方があったような場合については、当然そのままでもいいというふうには、こちらとしてもそういうわけにもいきませんので、その辺の度合いはございますが、協議をさせていく場合はこちらから申し上げなくてはならない場合もあるかというふうに思います。ただその割合については何パーセントかというのは具体的には数字が出ていないと思いますので、そこは現状と申しますか、常識と申しますか、そういうものをお互いに考慮しながら協議をしていく以外にないかなと思っております。ですからそれがすべてそのまま行くというふうには言えないのかなというふうに現段階では考えてございます。

○齋藤修一議長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

他に質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

議第17号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。よって、議第17号は原案のとおり決しました。

.....

日程第8 議第18号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について

○齋藤修一議長 次に、日程第8、議第18号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第18号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定について説明いたします。

本案は、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年12月1日から平成26年6月30日までの間、一般職の職員の給与を減額して支給しようとするため提案するものであります。

よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 1番、島軒純一議員。

○1番（島軒純一議員） 議第18号に対し、修正案を提出させていただきたく、お取り計らいをお願いをいたします。

.....

午前10時48分 休憩

○齋藤修一議長 暫時休憩いたします。

.....

午前11時15分 再開

○齋藤修一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、1番、島軒純一議員他1名より、発議第1号、議第18号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてに対する修正案が提出されておりますので、島軒純一議員より、提案理由の説明を求めます。

1番、島軒純一議員。

〔1番 島軒純一議員 登壇〕

○1番（島軒純一議員） 大変にお疲れ様でございます。

私から発議第1号、議第18号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてに対する修正案の提案理由を申し上げます。議第18号につきましては国家公務員の給与減額措置を踏まえ、9月臨時会において支給減額率及び特例期間を6か月間とする米沢市に準拠し提案された議案が否決されたことにより、特例期間を7か月間として再提案されたものであります。これまで置賜広域行政事務組合における職員給与等については米沢市に準拠する旨の申し合わせにより、米沢市の対応に準拠してまいりました。このため平成20年の米沢市議会12月定例会において、山形県人事委員会が行った給与改定に関する勧告に準じ、期末手当を増額する議案が提出された際、米沢市においてこれが否決されたことから、置賜広域行政事務組合職員の期末手当もこれに準じ増額されなかった経緯があります。増額すべき時には米沢市準拠を盾に増額せず、米沢市準拠により6か月とすべき今回は特例と称して7か月とするのであれば、一貫性がなく、説明力に欠けた信頼を得られない議決になりかねません。今後どのような議決に対しても、置広職員の皆さんに意欲を持って働いてもらうためにも、信頼される議会でなければなりません。このことから今回の臨時特例については支給減額率及び特例期間ともに米沢市に準拠すべきであり、議第18号における特例期間7か月間を6か月間に修正しようとするものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 発議第1号、議第18号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与の臨時特例に関する条例の設定についてに対する修正案について、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結し、議第18号及び議第18号に対する修正案について採決いたしたいと思っております。

初めに議第18号に対する修正案について起立により採決いたします。

おはかりいたします。

議第18号に対する修正案に賛成の議員のご起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤修一議長 起立少数であります。よって、議第18号に対する修正案は否決されました。

次に、議第18号の原案について起立により採決いたしたいと思っております。

議第18号を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○齋藤修一議長 起立多数によって、議第18号は原案のとおり決しました。

日程第 9 議第 19 号 置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について

○齋藤修一議長 次に、日程第 9、議第 19 号置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第 19 号置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は南陽クリーンセンター管内のし尿の収集、運搬、処理及び処分に係る経費の見直しに基づき、現行の 10 リットルにつき 107 円の手数料を平成 26 年 4 月 1 日から 115 円に改定するため提案するものであります。

よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

議第 19 号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。よって、議第 19 号は原案のとおり決しました。

.....

日程第 10 議第 20 号 置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について

○齋藤修一議長 次に、日程第 10、議第 20 号置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第 20 号置賜広域行政事務組合火災予防条例の一部改正について説明いたします。

本案は、消防法施行令の一部改正に伴い、全住宅への設置を義務付けられている住宅用火災報知機について、消防用機器の検定対象機械器具等の品目に追加されたことから

所要の改正を行うため提案するものであります。

よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。
おはかりいたします。

議第20号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。よって、議第20号は原案のとおり決しました。

.....
日程第11 議第21号 平成25年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）

日程第12 議第22号 平成25年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）

○齋藤修一議長 次に、日程第11、議第21号平成25年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）及び日程第12、議第22号平成25年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）の2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明を求めます。

安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第21号及び議第22号について一括して説明いたします。

議第21号平成25年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第1号）及び議第22号平成25年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第2号）であります。前年度繰越金の確定に伴う財源組替え、人事異動及び給与減額支給措置に伴う人件費の補正、電気料金の値上げによる光熱水費を増額するなどの内容であります。

はじめに一般会計補正予算であります。補正前の予算額に554万3千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を45億3,915万8千円とするものであります。

各款において人件費及び電気料金の値上げによる光熱水費の補正を行うほか、組合費では組合庁舎冷暖房設備に係る井戸ポンプ修理費用を増額するとともに広域交流拠点施設のプールの天井修繕経費に係る充当財源の組替えを行うものであります。

また、公債費においては、起債の借入利子の額の確定に伴い減額するものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金を増額し、分担金及び負担金を減額するものです。

次に消防特別会計補正予算であります。補正前の予算額から、851万4千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を25億5,932万円とするものであります。

歳出であります。常備消防費においては、人件費及び電気料金の値上げによる光熱水費の補正を行うほか、消防施設整備事業として高島消防署の耐震診断業務に係る費用を追加するものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金を増額し、分担金及び負担金を減額するものです。

以上が一般会計補正予算及び消防特別会計補正予算の内容であります。

よろしくご審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○齋藤修一議長 ただいまの説明に対し、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

議第21号及び議第22号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○齋藤修一議長 ご異議なしと認めます。よって、議第21号及び議第22号は原案のとおり決しました。

.....

閉 会

○齋藤修一議長 以上をもちまして、本定例会に付議されました議案は、全て議了いたしましたので、これをもちまして、平成25年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞様でした。

午前11時27分 閉会

議 長 齋 藤 修 一

署 名 議 員 遠 藤 榮 吉

署 名 議 員 島 貫 德 右 工 門

署 名 議 員 伊 藤 重 廣